

公安委員会 説明資料No. 1	「平成25年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」の一部改正について	平成25年1月31日 人 事 課
--------------------	---------------------------------------	---------------------

1 これまでの経緯

- 厳しい財政事情の下、国家公務員の人件費抑制のため、平成23年度より、国家公務員の新規採用の抑制が開始。
- 平成25年度については、24年4月、これまでの抑制を大幅に上回る抑制を内容とする「平成25年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」が閣議決定。
- 本年1月29日、同閣議決定の一部を改正し、安全保障・治安関係等で緊急にマンパワーを確保する必要がある分野について、採用上限数を緩和。

2 改正の概要

(1) 平成25年度の新規採用抑制の規模

- (旧) これまでの抑制を大幅に上回る抑制（平成21年度に比べ、全体として約6割（56%）減に相当）を行うこととし、各府省ごとの採用者数の上限値は、合計3,780人の範囲内で総務大臣が決定
- (新) 平成21年度に比べ、全体として約5割の抑制を行うこととし、各府省ごとの採用者数の上限値は、総務大臣が決定

(2) 平成26年度の新規採用について

- (旧) 引き続き厳しく抑制することとし、具体的な取扱いは、今後における公務員数の削減等に係る検討結果を踏まえ決定
- (新) 国家公務員の雇用と年金の接続等に係る検討を踏まえ、その取扱いを検討

(3) 各府省ごとの平成25年度の新規採用者数の上限値（平成25年1月29日総務大臣決定）

- 政府全体の新規採用者数の上限値が、3,780人から4,165人に増加（平成21年度採用実績（8,511人）比で56%→51%減相当）。
- 警察庁の上限値は、100人から110人に増加（平成21年度採用実績（207人）比で52%減→47%減相当）。

3 今後の予定

- (1) 平成26年度の新規採用についても、本年3月中を目途に、25年度の追加的な緩和措置と併せて、方針決定の見込み。
- (2) 当庁は、サイバー犯罪対策の体制強化等に向けて、採用抑制の見直しを要望してきたが、今後も要望を継続。

- 1 総額 244,079百万円
 (1) 一般会計 240,963百万円
 (平成24年度予算額 239,959百万円
 対前年度比較増減額 1,004百万円 (0.4%)

	24年度予算額	25年度予算額	比較増(△)減額
人件費	103,851百万円	97,462百万円	△6,389百万円(△6.2%)
物件費	136,108百万円	143,501百万円	7,393百万円(5.4%)
計	239,959百万円	240,963百万円	1,004百万円(0.4%)

※ 事項要求を行っていた交通安全施設整備費補助金(円滑化対策分)については、4,303百万円を計上

※ うち3,884百万円については、復興特別会計への繰入れのため、(2)と二重計上

- (2) 東日本大震災復興特別会計 7,000百万円

2 主な内容

- (1) サイバー空間の脅威への対処 1,782百万円
 (2) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 9,961百万円
 (3) 組織犯罪対策の推進 4,014百万円
 (4) テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化 4,977百万円
 (5) 安全・安心な国民生活の確保 24,583百万円
 (6) 警察基盤の充実強化 28,694百万円
 ア 人的基盤の充実強化 416百万円
 ○ 地方警察官の増員 増員数 545人
 ○ 国家公務員の増員 増員数 132人
 イ 装備資機材・警察施設の整備充実 28,278百万円
 (7) 東日本大震災からの復興に向けた各種施策の推進 7,000百万円

3 組織改正

警察行政運用支援室、サイバー攻撃対策官及び取調べ技術総合研究・研修センターの新設

1 概要

- 懲戒処分者数は458人であり、平成23年中の懲戒処分者数367人と比較して91人(24.8%)増加。
- 懲戒処分の種類のうち、免職は62人(+17人(前年比。以下同じ。))、停職は128人(+45人)、減給は172人(+49人)。
- 行為責任による処分者のうち、業務上は175人(+69人)、私行上は277人(+36人)。
- 平成24年中の逮捕者数は93人(+27人)。

2 懲戒処分者数の推移

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
24年	62	128	172	96(6)	458(6)
23年	45	83	123(1)	116(19)	367(20)
22年	47	71	136(10)	131(25)	385(35)
21年	40	48	82(7)	72(10)	242(17)
20年	29	45	103(1)	75(4)	252(5)
19年	41	39	110(5)	113(13)	303(18)
18年	31	68	139(3)	123(20)	361(23)
17年	40	52	113(1)	136(14)	341(15)
16年	36	70	242(2)	140(8)	488(10)
15年	35	87	176(6)	134(12)	432(18)
14年	59	79	229(16)	201(22)	568(38)
13年	38	79	173(6)	196(35)	486(41)
12年	57	75	185(32)	208(52)	546(84)

注1：()内は監督責任による処分者数を内数で示す。

2：12年の合計欄数値は、論旨免職(同年6月14日以降運用を停止)の21人を加えたもの。

3 事由別処分者数

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		5	20	9	34
被疑者事故等		3	6	3	12
情報管理・取扱不適切		3	2	3	8
職権濫用・収賄供給等	3	4	5	2	14
犯人隠避等	2	2	8	8	20
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等	6	22	28	5	61
物品管理不適切等				3	3
その他の勤務規律違反等		1	9	7	17
暴行・傷害等	1	8	15	6	30
窃盗・詐欺・横領等	16	16	23		55
交通事故・違反	14	11	8	21	54
異性関係	18	52	46	23	139
その他の法令違反等	2	1	2		5
監督責任				6	6
計	62	128	172	96	458

1 趣旨

監察に関する規則等に基づき、平成25年度に警察庁が行う監察の実施計画を作成したもの。

2 計画の作成に当たっての基本方針

- (1) 四半期ごとに、警察庁長官及び各管区警察局長が全ての都道府県警察を対象として行う「全国統一実施項目」と各管区警察局長等がそれぞれの管内府県警察等を対象として行う「独自実施項目」を設定する。
- (2) 実施項目の設定に当たっては、非違事案、特に業務上の非違事案の未然防止に配慮する。

3 計画の内容

平成25年度監察実施計画の内容は、別紙のとおりであるが、このうち全国統一実施項目は、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策のうち早急に実施すべき施策等について、都道府県警察での実施状況を検証するため、次のとおりとした。

- (1) 第1四半期
 - 被害者の立場に立った被害届、告訴・告発等の受理対応状況及び適正捜査の徹底状況
- (2) 第2四半期
 - 非違事案の未然（再発）防止及び使命感と誇りの醸成に向けた施策の取組状況
- (3) 第3四半期
 - 警察安全相談・事件相談への組織対応状況
- (4) 第4四半期
 - 業務運営の在り方等の見直し及び中堅幹部（特に警部）の資質の向上への取組状況

4 業務主管部門との連携の強化等

- (1) 監察部門と業務主管部門は、四半期ごとに開催する管区警察局との検討会等を通じて、実施結果に基づく問題意識の共有、次期の実施項目の具体的着眼点についての意思統一等を図る。
- (2) 監察部門は、監察実施計画に定める監察のほか、適時に随時監察を行い、非違事案の未然防止を図る。
- (3) 業務主管部門は、非違事案の発生状況、監察実施結果等を踏まえ、都道府県警察に対する業務指導の徹底を図る。

<p>公安委員会 説明資料No. 5</p>	<p>女子高校生リフレの摘発及び有害 環境の浄化対策の推進について</p>	<p>平成25年1月31日 少年課</p>
-----------------------------------	---	---------------------------

1 女子高校生リフレの摘発

警視庁は、平成25年1月27日、都内の労働基準法違反の女子高校生リフレ17店舗に対する一斉捜索を実施した。

(1) 被疑店舗

都内に所在する女子高校生リフレ17店舗

(秋葉原8店舗、池袋4店舗、新宿3店舗、渋谷1店舗、吉祥寺1店舗)

(2) 事案概要

- 被疑店舗ら15店舗は、18歳未満の児童を従業員として雇い入れ、個室において男性客に対し、添い寝、ハグ、マッサージをさせるなど、福祉に有害な業務に就かせたもの。
- 被疑店舗ら2店舗は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了する前の児童を男性客にマッサージ等のサービスをする業務に従事させ、労働者として使用したもの。

(3) 罪名及び罰条

- 労働基準法違反（15店舗）
 - 第62条第2項及び第3項（危険有害業務の就業制限）
 - 第119条第1号（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
 - 年少者労働基準規則第8条第45号（特殊の遊興的接客業における業務）
- 労働基準法違反（2店舗）
 - 第56条第1項（最低年齢）
 - 第118条第1号（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

2 有害環境の浄化対策の推進

(1) 女子高校生リフレ等新たな形態の営業に関する課題

- 飲食店、エステ店等の合法的な営業を装いながら、「女子高校生リフレ」や「ガールズ居酒屋」などと称し女子高校生等に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる営業が次々とその形態を変えて出現。
- これらの店舗で稼働することの危険性について児童の認識が希薄。

(2) 今後の取組

このような情勢に加えて、携帯電話等の普及により福祉犯等の被害が全国的に発生している状況に鑑み、各都道府県警察において、地域の実態を踏まえた推進計画を策定し、警察の関係各部門はもとより、関係機関・団体等と連携して、有害環境の浄化対策を総合的に推進することとしている。

1 国会への年次報告等

通信傍受法第29条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況につき、毎年、法務省・厚生労働省・国土交通省との共同請議による閣議決定を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

2 報告内容

平成24年中は、警察において、組織的な薬物事犯6事件、拳銃所持等事犯3事件及び組織的殺人事犯1事件に関し、携帯電話を対象とする32件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、39人を逮捕した(別表)。

※ 平成23年中の実施状況

- ・ 実施事件～10事件
- ・ 傍受令状の発付～25件

3 今後の見通し(未定)

平成25年2月8日 閣議

同日 国会報告

同日 公表(方法については、警察庁ホームページへの掲載等)

4 参考

平成12年8月の通信傍受法施行後、平成23年までに組織的な薬物事犯55事件、拳銃所持等事犯7事件及び組織的殺人事犯5事件の計67事件において、傍受を実施しており、通信傍受法の適用については、これで77事件(傍受令状発付191件)となった。

公安委員会 説明資料No. 7	資産家夫婦殺人・死体遺棄事件 被疑者の逮捕について（警視庁）	平成25年1月31日 捜査第一課
<p>1 発覚日 平成24年12月17日（月） 親族からの届出</p> <p>2 被害者 甲 住居 東京都中央区 職業 A男 51歳 乙 住居 甲に同じ（甲の妻） 職業 B女 48歳</p> <p>3 被疑者 (1) 住居 不定 職業 41歳 ※ 逮捕日 平成25年1月29日 死体遺棄で通常逮捕 (2) 住居 不詳 職業 43歳 ※ 逮捕日 平成25年1月30日 死体遺棄で通常逮捕</p> <p>4 事案の概要 本件は、平成24年12月7日頃、被害者夫婦の死体を埼玉県下の空き地に埋めて死体を遺棄したものの。</p> <p>5 捜査の経過 警視庁において捜査本部を設置して所要の捜査を進め、被疑者を通常逮捕したものであり、全容解明に向け引き続き、捜査を推進する。</p>		

1 特殊詐欺の認知・検挙状況

	認知件数		被害総額(億円)		検挙件数		検挙人員	
		前年比		前年比		前年比		前年比
特殊詐欺	8,739	+1,523	363.5	+159.4	2,991	+435	1,559	+636
振り込め詐欺	6,401	+168	161.6	+34.4	2,319	-100	1,067	+292
オレオレ詐欺	3,631	-1,025	111.4	+4.3	1,806	+138	853	+273
架空請求詐欺	1,235	+479	31.3	+20.9	368	-338	185	+7
融資保証金詐欺	406	-119	7.7	+0.4	26	-17	16	+4
還付金等詐欺	1,129	+833	11.3	+8.7	119	+117	13	+8
振り込め以外	2,338	+1,355	201.8	+125.0	672	+535	492	+344

※)振り込め詐欺以外の特殊詐欺は、認知件数・被害総額については平成22年2月から、検挙件数・人員については平成23年1月から集計

- 特殊詐欺の認知件数、被害総額が増加
特殊詐欺全体の認知件数は8,739件(前年比+21.1%)、被害総額は363.5億円(+78.1%)
- 振り込め詐欺は被害総額が増加
 - ・ 振り込め詐欺の認知件数は6,401件(+2.7%)、被害総額は161.6億円(+27.1%)
 - ・ 認知件数は、オレオレ詐欺(-22.0%)と融資保証金詐欺(-22.7%)が減少し、架空請求詐欺(+63.4%)と還付金等詐欺(+281.4%)が増加
 - ・ 被害総額は全ての手口で増加
- 振り込め詐欺以外の特殊詐欺の認知件数・被害総額が増加
 - ・ 振り込め詐欺以外の特殊詐欺の認知件数は、2,338件(+137.8%)、被害総額は201.8億円(+162.6%)
 - ・ 認知件数の約8割、被害総額の約9割が金融商品等取引名目の詐欺
- 現金受取型の手口が増加
オレオレ詐欺は50.6%(前年27.2%)、金融商品等取引名目の詐欺は32.7%(前年3.8%)が現金受取型
- 検挙件数・検挙人員が増加
 - ・ だまされた振り作戦の実施等により、特殊詐欺の検挙件数は2,991件(+17.0%)、検挙人員は1,559人(+68.9%)
 - ・ 助長犯罪の検挙件数は4,102件(+6.5%)、検挙人員は2,544人(+7.3%)

2 金融機関職員等の声掛けによる特殊詐欺の被害阻止状況

	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
認知件数(既遂)	20,124	7,156	6,469	6,939	8,170
阻止件数	2,860	1,229	1,357	2,467	3,721
阻止率(阻止件数÷(認知件数(既遂)+阻止件数))	12.4%	14.7%	17.3%	26.2%	31.3%

※平成22年以前の数値には、振り込め詐欺以外の特殊詐欺は含まない(振り込め詐欺のみ)

3 今後の取組

- (1) 犯行拠点の解明・摘発による犯人グループ中枢の検挙
- (2) 現金受取型の増加に対応した、だまされた振り作戦の推進
- (3) 助長犯罪の取締り及び犯行ツールに係る迅速な措置
- (4) 関係機関・団体(自治体、全国銀行協会、日本証券業協会等)と連携した複線的な防犯指導・広報啓発
- (5) 犯人グループから押収した名簿の登載者に対する集中的な注意喚起
- (6) 被害の水際防止のための顧客への声掛けの徹底等金融機関との連携強化

1 事件の概要

- ・ 1月16日5時40分（日本時間同日13時40分）頃、アルジェリアのイナメナスにおいて、武装集団が石油プラントを襲撃。A社邦人関係者17人を含む外国人多数が拘束され、人質となった。
- ・ 17日から19日にかけて、アルジェリア軍は武装集団に対し、人質救出のための軍事作戦を実施。
- ・ 24日までに、邦人7人の生存と10人の死亡を確認。26日までに御遺体を含め全員が帰国。

2 対応

(1) 警察庁の体制

- ・ 国際テロリズム対策課長を長とする対策室を設置（16日17時00分）
- ・ 警備局長を長とする対策本部を設置（17日9時30分）

(2) 国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の活動状況

- ・ 18日午後、首都アルジェに到着。以後、多数の人質を拘束して立てこもる武装集団に関する様々な情報の収集等を実施。また、邦人の安否確認に当たっても、在アルジェリア日本大使館を支援。
- ・ 21日には、城内外務大臣政務官の一行に加わり、A社関係者と共に、イナメナスにて御遺体の確認作業を実施。22日以降も、アルジェにて確認作業を実施し、安否不明の10人の御遺体を確認。

(3) 捜査状況

A社本社を管轄する神奈川県警察を中心に捜査を行い、事件の真相究明を図っている。

3 今後の予定

(1) 政府における検証委員会の立ち上げ

- ・ 総理指示により、海外の最前線で活躍する企業や邦人の安全を守るため、官房長官の下で今回の事件の検証を行い、必要な対策の検討に、政府一丸となって迅速に取り組むこととされた。
- ・ 1月29日、官房長官の主導の下、内閣官房や関係省庁の局長クラスから構成される検証委員会を開催。今後、今回の教訓や反省を取りまとめ、有識者の意見も聴取し、必要な対策の検討を行うこととなる。

(2) 警察庁の対策

今回の事件を受け、国際的な情報収集体制の充実を図るとともに、事態発生時に、より迅速・効果的な活動を行うことができるよう、体制面を含めたTRT-2の強化策を検討中。